

お客様各位



令和8年9月1日
中ノ郷信用組合

当座勘定規定等の改定について

いつも、中ノ郷信用組合をご利用頂きまして、誠にありがとうございます。

手形・小切手に関しましては、政府が令和8年度末（令和9年3月末）までに「手形・小切手機能の全面的な電子化を図る」方針を決定しており、当組合はその方針に則り「手形・小切手帳の発行終了」、「手形・小切手の振出期限設定」等を行うこととしております。

つきましては、上記の通り手形・小切手廃止に向けて「当座勘定規定」等の改定を下記の通り実施いたします。

なお、改定後の規定は従前より当座預金のお取引いただいているお客さまにも適用されますので、予めご了承ください。

記

1. 対象となる規定等

当座勘定規定・普通預金規定・納税準備預金規定・通知預金規定・後見制度支援預金規定・定期預金共通規定・定期積金規定

2. 適用開始日

令和8年10月1日（木）

3. 主な改定内容

- （1）当座預金につきましては、適用開始日以降払戻請求書による払出しが可能となります。
- （2）適用開始日以降、他行を支払地とする手形・小切手の受入れを停止させていただきます。
- （3）適用開始日以降、振り出された手形・小切手の支払いを停止させていただきます。

4. 添付資料

- 規定の新旧対照表（改定部分のみ抜粋）

以上

当座勘定規定新旧対照表

令和8年10月1日改定

新	旧
第1条（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。<u>ただし、他の金融機関を支払人および支払場所とする手形または小切手は受入れません。</u> （2）～（4）（略） 第2条～第6条（略） 第7条（手形、小切手の支払<u>等</u>） （1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u> （2）（略） （3）当座勘定の払戻しは、<u>届出または登録の印章により、当組合所定の払戻請求書に記名押印して提出</u>してください。 <u>（4）前項の払戻しに払戻請求書を使用する場合には、当該当座勘定の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するための本人確認等の手続を求めることがあります。この場合、当組合が必要と認めるときは、この確認ができるまでは払戻しを行わないことがあります。</u> 第8条（手形、小切手用紙<u>等</u>） （1）当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。<u>ただし、令和8年9月30日までに振り出してください。</u> （2）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であること、<u>かつ令和8年9月30日までに振り出された手形であることを確認</u>してください。 （3）～（4）（略） （5）<u>払戻請求書の交付</u>請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 （6）～（7）（略）	第1条（当座勘定への受入れ） （1）当座勘定には、現金のほか、手形、小切手、利札、郵便為替証書、配当金領収書その他の証券で直ちに取立てのできるもの（以下「証券類」という。）も受入れます。 （2）～（4）（略） 第2条～第6条（略） 第7条（手形、小切手の支払） （1）小切手が支払のために呈示された場合、または手形が呈示期間内に支払のため呈示された場合には、当座勘定から支払います。 （2）（略） （3）当座勘定の払戻し<u>の場合には、小切手を使用</u>してください。 第8条（手形、小切手用紙） （1）当組合を支払人とする小切手または当店を支払場所とする約束手形を振出す場合には、当組合が交付した用紙を使用してください。 （2）当店を支払場所とする為替手形を引受ける場合には、預金業務を営む金融機関の交付した手形用紙であることを確認してください。 （3）～（4）（略） （5）<u>手形用紙、小切手用紙の</u>請求があった場合には、必要と認められる枚数を実費で交付します。 （6）～（7）（略）

（赤字下線部分が変更箇所）

新	旧
第9条～第11条（略）	第9条～第11条（略）
第12条（手数料等の引落とし） （1）当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手 <u>または払戻請求書</u> によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 （2）（略）	第12条（手数料等の引落とし） （1）当組合が受取るべき貸付金利息、割引料、手数料、保証料、立替費用、その他これに類する債権が生じた場合には、小切手によらず、当座勘定からその金額を引落すことができるものとします。 （2）（略）
第13条（支払保証） 小切手の支払保証はしません。	第13条（支払保証に代わる取扱い） 小切手の支払保証はしません。 <u>ただし、その請求があるときは、当組合は自己宛小切手を交付し、その金額を当座勘定から引落します。</u>
第14条～第16条（略）	第14条～第16条（略）
第17条（印鑑照合） （1）手形、小切手、 <u>払戻請求書</u> または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、 <u>払戻請求書</u> 、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。 （2）～（3）（略）	第17条（印鑑照合） （1）手形、小切手または諸届け書類に使用された印影または署名（電磁的記録により当組合に画像として送信されるものを含みます）を、届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いしましたうえは、その手形、小切手、諸届け書類につき、偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。 （2）～（3）（略）
第18条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （1）手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 <u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することができるものとします。</u> （2）（略）	第18条（振出日、受取人記載もれの手形、小切手） （1）手形、小切手を振出しまたは為替手形を引受ける場合には、手形要件、小切手要件を <u>できるかぎり</u> 記載してください。もし、小切手もしくは確定日払の手形で振出日の記載のないものまたは手形で受取人の記載のないものが呈示されたときは、その都度連絡することなく支払うことができるものとします。 （2）（略）

（赤字下線部分が変更箇所）

新	旧
第19条（線引小切手の取扱い） （1）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出されたもの、または振出日の記載がないものが呈示されたときは、当組合の判断により支払いを拒絶することがあります。</u> （2）前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当組合はその責任を負いません。また、当組合が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。 第20条～第35条（略） ＜約束手形用法＞ 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。 ＜為替手形用法＞ 4. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、記入してください。 ＜小切手用法＞ 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。<u>なお、令和8年9月30日を超えて振り出した場合は、当座勘定から支払いません。</u>	第19条（線引小切手の取扱い） （1）線引小切手が呈示された場合、その裏面に届出印の押なつ（または届出の署名）があるときは、その持参人に支払うことができるものとします。 （2）前項の取扱いをしたため、小切手法第38条第5項の規定による損害が生じても、当組合はその責任を負いません。また、当組合が第三者にその損害を賠償した場合には、振出人に求償できるものとします。 第20条～第35条（略） ＜約束手形用法＞ 3. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 ＜為替手形用法＞ 4. 振出日、受取人の記載は、手形要件となっておりますから、<u>できるだけ</u>記入してください。 ＜小切手用法＞ 2. 小切手のお振出しにあたっては、当座勘定の残高を確認してください。なお、先日付の小切手でも呈示をうければ、支払うことになりますからご承知おきください。

（赤字下線部分が変更箇所）

普通預金規定新旧対照表

令和8年10月1日改定

新	旧
3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます（以下、「受入店」といいます。）。<u>ただし、他行を支払人とする小切手および他行を支払場所とする手形は、受け入れません。</u>	3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます（以下、「受入店」といいます。）。 <u>ただし、当組合で取り扱うことのできない租税については納付先宛の組合振出小切手を渡します</u>

(赤字下線部分が変更箇所)

納税預金規定新旧対照表

令和8年10月1日改定

新	旧
3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます（以下、「受入店」といいます。）。<u>ただし、他行を支払人とする小切手および他行を支払場所とする手形は、受け入れません。</u> 6. (預金の払戻し) (4) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当組合は直ちに租税納付の手続をします。	3. (証券類の受入れ) (1) この預金口座には、現金のほか、手形、小切手、配当金領収書その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下、「証券類」といいます。）を受入れます（以下、「受入店」といいます。）。 <u>ただし、当組合で取り扱うことのできない租税については納付先宛の組合振出小切手を渡します</u> 6. (預金の払戻し) (4) 租税納付のためにこの預金を払戻すときは、同時に納付書、納税告知書、その他租税納付に必要な書類を提出してください。この場合、当組合は直ちに租税納付の手続をします。<u>ただし、当組合で取り扱うことのできない租税については納付先宛の組合振出小切手を渡します</u>

(赤字下線部分が変更箇所)

通知預金規定新旧対照表

令和8年10月1日改定

新	旧
3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人とする小切手および他行を支払場所とする手形は、受け入れません。</u>	3. (証券類の受入れ) (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

(赤字下線部分が変更箇所)

後見制度支援預金規定新旧対照表

令和8年10月1日改定

新	旧
第6条（証券類の受入れ） （1）別の規定により定めがある場合を除き、各種口座による取引においては、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れることができます。<u>ただし、他行を支払人とする小切手および他行を支払場所とする手形は、受け入れません。</u>	第6条（証券類の受入れ） （1）別の規定により定めがある場合を除き、各種口座による取引においては、現金のほか、手形、小切手、配当金領収証その他の証券で直ちに取立のできるもの（以下「証券類」という。）を受入れることができます。

(赤字下線部分が変更箇所)

定期預金共通規定新旧対照表

令和8年10月1日改定

新	旧
2.（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。<u>ただし、他行を支払人とする小切手および他行を支払場所とする手形は、受け入れません。</u>	2.（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。

(赤字下線部分が変更箇所)

定期積金規定新旧対照表

令和8年10月1日改定

新	旧
2.（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。<u>ただし、他行を支払人とする小切手および他行を支払場所とする手形は、受け入れません。</u>	2.（証券類の受入れ） （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を払込日とします。

(赤字下線部分が変更箇所)